

廣池春子
研究

春子の出自に関する基礎的研究

——「奥平家御家中系図」に基づいて——

白石 成子

目次

- 一 はじめに
- 二 角家の系譜
- 三 角半右衛門
- 四 宇野村での暮らし
- 五 おわりに

一 はじめに

廣池春子（以下、春子）は廣池千九郎（以下、千九郎）の妻として、経済的な苦難の時も愚痴ひとつこぼすことなく家政を切り盛りし、黙って夫を支え続けた献身的な妻というイメージがある。しかしながら、「廣池千九郎の妻」という肩書が常につきまとい、一人の人間としての廣池春子像は見過ごされてき

た感がある。春子が「千九郎の妻」であるように、千九郎は「春子の夫」であって、お互いの人生に影響を与えている。また、春子には妻としての一面だけでなく、四人の子の母であり、両親にとっては娘であり、大切な誰かの友であり、好敵手であったかもしれない様々な面をもった独立した個人である。本稿では、春子の実像を描く基礎研究として、春子の系譜を明らかにし、家風等が与えた影響について考察したい。

春子の出自について明らかになっているのは、『思ひ出』で自らの生い立ちを語っている内容および、千九郎が博士号を取得した際の報道記事や、千九郎の日記、千九郎に関する伝記類において春子の出自が語られているものと、福岡県上毛郡宇野村の除籍謄本がある程度である。『思ひ出』の記述は春子研究の基本資料であり、短いものでもあるので、左に引用する。

私は大分県中津市、奥平十万石の藩士、二百石取、角半衛の長女として明治三年十一月に生れました。丁度徳川家が十五代將軍を以て没落し、武家は改易となつて、角家も二百石の格式から解放されましたので、それからの両親の苦勞は一方ならず、中津の邸宅を引払つて山国川を南に一里半、宇野村という農村に在宅して一家をたてることとなりました。養蚕と茶の製造、野山の開墾には人を頼み、なれぬ生業に苦勞はしながらも、次々と生れた三人の弟達と楽しく成長致しました。

ここからわかるように、春子は明治三年に奥平藩の藩士、角半衛の長女として生まれ、三人の弟と一緒に育つた。また、それを補足する情報として、千九郎が博士号を授与された時の読売新聞記事には、角家が家老に次ぐ御供番の家柄であったことも記されている。同様の記述は『伝記 廣池千九郎』にもみられ、「奥平藩の旧藩士角半衛・えいの長女として明治三年十月二十七日に中津町に出生した。角家は、徳川時代には、士分としては上士、すなわち上層階級であり、代々知行高二百石の馬回役であった」とある。

江戸時代における角家の身分が士族のなかでも上層階級であったことはほぼ間違いない。上級士族の出身ということで、藩政資料中に痕跡を求めたところ、中津市立小幡記念図書館（以

下、中津図書館）に所蔵されている「御家中系図」（以下、「系図」）にたどり着いた。その他、慶長明治年間の中津城下絵図や、藩庁の日誌と思われる「記註撮要」の一部も公開されているため、それらの資料とモラロジー研究所において収集されたきた各種調査資料とを比較検討し、春子の系譜を明らかにしていきたい。

二 角家の系譜

本章では、春子が奥平家臣団のうち、どの家に連なるのかについて検討したい。

春子の系譜は、廣池家の系譜調査に付随して調査されたとみられ、いくつかの記録が残されている。その中の一つに、角家の除籍謄本の写しがある。これは昭和四十一年（一九六六）、塚谷哲郎氏が中津の本庄宝司氏に依頼して入手したものだ。

この除籍謄本によると、角一家は明治二十二年（一八八九）十一月二十九日に福岡県上毛郡宇野村一一一五（現在の福岡県築上郡上毛町大字宇野一一一五）から神奈川県橋樹郡御幸村大字南河原六二二番地（現在の神奈川県川崎市）へと転籍している。転籍当時の戸主は春子の弟文次であり、明治十七年（一八八四）に父の半衛から生前相続している。また、戸籍の最年長者は天保元年（一八三〇）九月三日生まれの文次や春子の祖

母・トウで、神奈川に転籍した際には存命中だったようだ。トウは祖父・渉園の妻、山三郎の二女と書かれており、春子の祖父は渉園、祖母方の曾祖父は山三郎という名であったことがわかる。

つまり、公的記録により春子の出自を証明できる最古の人物は、祖母方ではあるが曾祖父・山三郎である。山三郎―渉園―半衛の流れは確実であるので、この三者を「系図」に求めたい。

奥平藩では、享保二年（一七一七）に宮津より中津へと転封された後、享保七年（一七二二）に藩士らに先祖書を提出させ、それらをもとに系図を作成している。さらに、文化三年（一八〇六）、嘉永三年（一八五〇）に系図は改訂され、上士の家系については藩の記録として残されている。これらの系図は中津図書館に所蔵されているが、維新の混乱期に散逸したらしく、一部抜けがあり不完全な状態である。

所蔵された系図の中には角半右衛門と角喜兵衛という角姓を名乗る家が二家あったが、どちらの系図にも半衛および渉園の名は含まれておらず、春子に連なる直接的な情報は見いだせなかった。そこで、他の資料も用いながら家臣中に角姓を名乗る家が他にも存在しないか確認し、春子の先祖にあたる家系を探っていく。

藩政資料の多くは、半田隆夫氏らの尽力により『中津藩 歴

史と風土』第一―十八輯⁽¹⁾として公開されている。公開済みの藩政資料には、「系図」と同じく代々当主が半右衛門もしくは三郎兵衛を名乗る家と、喜兵衛を名乗る伴番格の二家しか見当たらなかった。下士の中にも角姓を名乗る家はなかったようだ。

また、慶応―明治初期における中津城下町の絵図⁽²⁾にも、角姓の家は二軒しか記載されておらず、角半エ□（判読不能）・宗二郎と角喜兵エの二家であり、藩政資料とも一致する。単純に考えるならば、この二家のうち一方が春子の系統であり、父半衛と名前の近い半右衛門家に連なると考えられるが、半衛の名も渉園の名も見当たらないので確実とは言い難い。

そこで、時期は異なるが昭和二年（一九七七）に発行された文献で、天保義社という中津奥平藩旧藩士が組織した自助組織の弔慰金受給資格者名簿⁽³⁾でも確認したい。中津藩では天保七年（一八三六）―天保十年（一八三九）の三年間に起こった凶作と飢饉のため藩財政は危機に瀕し、藩士より禄高に応じて俸禄の一部を借り上げて乗り切った経緯がある。天保義社とは、その残金を旧藩士の死亡時に弔慰金として返還する目的で設立された会社組織である。

この弔慰金受給資格者名簿が作成された正確な時期はわからないが、大正十五年（一九二六）九月二十五日までの収支記録も掲載されているため、その頃のものだと考えられる。総計一六〇四名（戸主または世帯主）の旧奥平藩士の本籍地および現

住所等が地域単位で記載されている。明治十七年（一八八四）三月現在の天保義社の記録では一六二一名が登載されていたというので、四十二年という年月は経過しているが、旧藩士族ほとんどの動向を把握していたと考えられる。一六〇四名の藩士のうち角姓を名乗る人物は、「大分県各郡市（除下毛郡）」在住の角恒吉、「東京、水戸、横浜方面」在住の角文次の二名であった。ここでもやはり角姓は二家のみであり、そのうちの角文次は明らかに春子の弟であり、当時の角家当主であった文次である。一方の角恒吉氏は、昭和三十二年（一九五七）に浅野栄一郎氏が中津で行った聞き取り調査の際に、春子とは縁故関係のない角奔平―恒吉父子の存在を確認しており、この父子である可能性が高い。

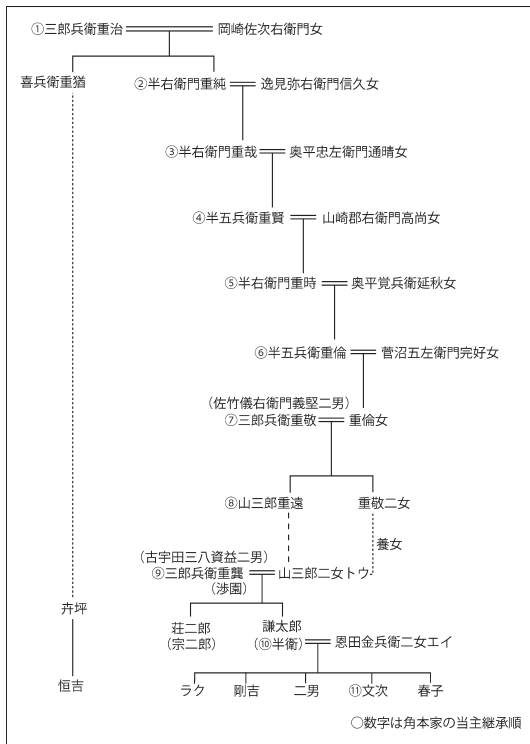
これらのことから、奥平藩に角姓を名乗る家臣は二家のみであり、春子の祖先は角半右衛門家か角喜兵衛家のどちらかであることは間違いないと考えられる。しかしながら、半衛の名はどこにも見られず、その系譜関係は未だ判然としない。

角半衛の名が除籍謄本以外で確認されるのは、管見の限り今永正樹氏が一九八七年に『豊前中津旧藩士銘々帳』として出版した、氏の家に伝わる古記録のみである。いつの時代のものか正確なところは不明だが、旧藩士の居住地が記されている。その中に「宇野 角半衛」、「諸町 角弁軒」と、角姓の藩士は二人が記載されている。春子の父は明治維新後に宇野村に転居し

たことが確かであるので、「宇野 角半衛」が春子の父を示していることは間違いなからう。また、前出の絵図を参照すると、角半エ□家は片端町に所在し、一方の角喜兵衛家は諸町に所在しているため、諸町の角弁軒氏は喜兵衛家の子孫であると考えられる。逆に片端町の角半エ□家が記載されていないということは、半衛氏は半エ□であり、半右衛門家の子孫であると考えて差し支えないのではなからうか。しかし、半衛氏も弁軒氏も先祖代々受け継いできた当主名を名乗らなかつたのはなぜだろうか。その答えは廣池千九郎の『中津歴史』に隠されていると考えられる。

『中津歴史』によると、明治二年（一八六九）に徳川氏追討の命により出兵した一団の中に、「角喜兵衛」が含まれていたことがわかる。また、明治三年（一八七〇）の征長の役の際には、「角弁坪」が物頭として従軍したとの記録もある。同様に、「奥平家兵学武術師範方系図」の中にも「角弁坪」の名は記されており、年代的にみて明治初期の人物、半衛や弁軒と同世代の人物だと思われる。これまで何度も確認したように、角姓の家臣は半右衛門家と喜兵衛家しか存在せず、「弁坪」は「キヘイ」と読めることから、「角喜兵衛」と「角弁坪」は同一人物である可能性が高いため、明治二年―三年の間に改名したと考えられる。

ここで問題になるのは、『豊前中津旧藩士銘々帳』の「弁軒」



図一 角半右衛門家家系図（奥平藩「御家中系図」より作成）

の存在である。「弁坪」と「弁軒」が同時期に喜兵衛家にいたと考えるよりは、どちらかが表記の誤りだと考える方が妥当ではなからうか。また、同じく表記の誤りと考えられるのは、浅野氏が中津で行った聞き取り調査の際に、奔平―恒吉父子という春子とは血縁関係のない角姓の人物がいるとの情報である。前述の通り、角恒吉の名は弔慰金受給者資格名簿にも掲載されていることから、喜兵衛家の末裔だと考えられる。文次と恒吉は同世代であるから、父親の奔平は弁軒、弁坪と同世代という

ことになる。つまりこの三者は、全て同一人物と考えられ、読みから考えて「弁坪」が正しい表記であろう。喜兵衛氏が弁坪に改名したのは、明治時代に入り官名および国名を通称として用いることが禁じられたからだと思われる。実際に禁令が出されたのは明治四年のことであるが、それ以前にも改名を推進するような風潮があったのかもしれない。

喜兵衛氏が兵衛という官名を用いるのをやめたように、半右衛門氏も右衛門という官名の使用を避けて明治期に半衛に改名したと考えれば、藩政資料等に名前を見出せないことも説明がつく。

三 角半右衛門

前章で検討したように、奥平家に仕えた家臣の中に角姓を名乗る家は、角半右衛門家と角喜兵衛家の二家のみであり、喜兵衛家は春子と血縁関係のない弁坪―恒吉父子の家系であると考えられる。そこで本章では、半衛―春子父子は半右衛門の家系であると仮定して、「系図」をもとに半右衛門家の系統関係を春子まで辿ってみたい。幸い角家の系図に関しては先祖書も含め全て揃っており、嘉永三年に改訂された記録までは連続して確認できた。

角半右衛門家の祖は三郎兵衛重治といい、近江の生まれであ

る。始めは蒲生下野守忠郷に仕えていたものの、寛永十四年（一六三七）、奥平忠昌（玄光院）の時代に野州宇都宮において奥平藩に仕官し、一五〇石で召抱えられている。三郎兵衛は長男・半右衛門重純に家督を譲り、二男・喜兵衛重猶も禄を分割して分家させているので、半右衛門家と喜兵衛家は元来祖を同じくする家系であったようだ。三郎兵衛重治から家督を譲られた重純は半右衛門を名乗り、その子重哉も半右衛門の名を継いでいる。重純の代の寛文六年（一六六六）に五〇石の加増を受け、禄高は二〇〇石に達した。

三代目の半右衛門重哉は子宝に恵まれ、四男三女をもうけているが、それぞれ男児は他の伴番格の家に養子に出され、娘も同じく伴番格の家に嫁いでいる。時代が降るにつれて分家相続は困難になり、次男以下の男子は本家で厄介になるか他家の養子になるより他途はなく、こうした縁組は代々行われている。他家においてもそれは同様であり、上士の家は必ずといってよいほどどこかで縁戚関係のある間柄だといえる。四代目の半五兵衛重賢、五代目・半右衛門重時、六代目・半五兵衛重倫、七代目・三郎兵衛重敬、八代目・山三郎重遠、九代目・三郎兵衛重襲と続くが、角家でも何度か養子を迎えており家を存続させることは容易でないということがよくわかる。

「系図」で辿れる最後の当主である九代目の三郎兵衛重襲も、伴番格の古宇田三八家から養子に迎えられており、その妻とな

ったのは八代目の山三郎重遠の妹である。山三郎重遠の妹は彼の養女となり三郎兵衛重襲と結婚した。嘉永三年（一八五〇）時点において、二人の間には謙太郎と莊二郎という二人の息子がいたことが系図から読み取れる。半衛は弘化元年（一八四四）の生まれであるので、この時すでに生まれている。年代的にみておそらく謙太郎は半衛の幼名であろう。謙太郎の祖父は山三郎重遠であるが、重遠の娘（実妹で養女）が婿養子を迎えているため母方の祖父ということにもなる。この関係は除籍謄本の記載と一致しており、山三郎―涉園・トウ―半衛―春子の関係を裏付けるものと考えられる。

また、前出の絵図には「角半エ□・宗二郎」とあったことから、幕末―明治初期には弟の莊二郎も同居していたことがうかがえる。「ソウ」の字が異なるが、当時は同音異字を当てることも珍しくないため、同一人物とみて間違いなからう。この絵図が描かれた時にはすでに半衛が家督を相続しており、十代目の当主として明治の御代を迎えたと考えられる。「系図」、除籍謄本、絵図の情報が一一致していることから、半右衛門家が春子の先祖の系譜だという説を肯定できる。

ところで、角家が属した伴番はどのような地位にあったのだろうか。中津藩の組織に関する記録は福沢諭吉の『旧藩情』、および廣池千九郎の『中津歴史』に詳しい。これらの記録によれば、中津藩では身分制度が大変はつきりしており、士族は上

士と下士とに大別され、さらに細分すれば数十の階級が存在したという。その中の最高位は「大身」といい、約一四三六戸存在するうちの二三戸（嘉永六年五月改正の分限帳による）が相当し、禄高は二六〇〇〜八〇〇石程度、交替で家老職や隊長職を務めた。大身の下には、「大身並」二戸、「寄合格」二戸があるが、これらの家は用人には任用されるものの、家老職に就くことはない。

その下には「伴番」一五二戸、「家中」四三二戸、「小姓」八二戸が続くが、伴番と家中との間には大きな差がある。伴番は用人職まで昇ることもできるが、家中以下は諸奉行が最高位である。また、伴番は大身と自由に婚姻を結ぶことができるが、家中および小姓は大身から嫁を娶ることはできても、娘を嫁がせることはできないなどの制限もあった。その他、装束に関しても資格によって細かな決め事があったようだ。伴番の禄高は五六〇〇石まで開きがあるが、二〇〇〜三〇〇石の家が最も多かったようである。以上の六格が上士に相当し、その下に「儒者」一三戸、「医師」四九戸、「祐筆」一三三戸、「供小姓」二四五戸、「小役人」二二〇戸、「組外」一三六戸、「組」四六八戸、「帯刀」「仲間」三二七人で構成されていた。

元来、伴番は藩主江戸参府の折の供に旅費が支給されなかったため、家臣のうち二〇〇石以上の者が供を務めたことから伴番の名がついたという。角家は身分も高く、比較的高禄の家で

あったことは間違いない。しかしながら、生活の実態はかなり厳しかったと推察される。

中津奥平藩ではないが、山川菊栄は『武家の女性』において、水戸藩士の格式と内実を以下のように語っている。⁽⁶⁾

水戸藩士約千人のうち、百石以下が七百人、この百石以下の平士は内職を許されていましたが、禄だけでは生活ができないので、家族も、無役の人は当主までもいろいろの内職をしました。それ以下の同心（足軽）ともなれば、半農半工、田畑も作り、内職もして、かろうじて暮したのでした。平士の身分では、女中はおかない家が多くても、家来はなるべくおくことになっていました。

百石以下の平氏の場合ですらそれで、まして百石以上の中士、五百石以上の上士ともなればなおさら面倒です。青山の本家の主人延光は中士の身分でしたから、家来三人、女中二人、それに馬一匹はおかなければならず、外へ出るには家来を二人ずつ連れていました。（中略）百石以上ともなれば是非とも家来の二、三人はおかなければならず、したがって女中も必要となり、ますます貧乏するほかはなかったそうです。（中略）

二百石ともなれば組子の生活の世話もしなければならず、ときには呼んで酒も振舞う、馬も飼い、家来の二、三人もお

かなければならず、服装武具等すべて身分格式に依じて相應のものを整える必要があり、勝手に生活をきりつめることができないので、二百石、三、四百石というところが、内実は一番苦しく借金も多かったということです。

御三家との比較では藩の規模も格も異なるが、凡そ似たような状況であったと思われる。春子が『思ひ出』のなかで維新後に二〇〇石の格式から解放されたと述べている通り、角家も余裕のないなか数人の家来や女中を抱え、内職も許されず、苦しい台所事情だったのではなからうか。役職に就けば役料は支給されるが、場合によっては出費の嵩むこともあったであろうし、逆に無役であれば役料も入らずやはり生活は苦しかったに違いない。福沢諭吉は『旧藩情』において「上等の士族は衣食に乏しからざるを以て文武の芸を学ぶに余暇あり。(中略)自から品行も高尚にして賤しからず」と述べているが、実際は生活の余裕から余暇が生まれたというより、格式を守るために質素儉約に努め、文武に励むよりほかなかったのであろう。

さて、角家の当主は物頭、目付、元締めや各種奉行職などを歴任したが、どれも家格に見合った役職であり、上級武士一般の状況と変わりなかったであろう。また、とりたてて家風に影響するような特別な要素は見当たらない。ところが、寛政二年(一七九〇)七月、片端町に藩校・進修学館が設立されると、

八代目・山三郎重遠および九代目当主となった三郎兵衛重襲も文政五年(一八二二)三月から進修学館(以後、学館)の塾長を務めたり、その後も天保九年(一八三八)二月に御目付役を仰せ付けられるまでは館務も司るなど、学館との関わりが深かった。この学館は、もとは儒士の倉成龍渚と野本良右衛門が野本邸にて数名の学生に教えていたところ、藩士の黒田龍吾と古宇田三八らがその志に賛同して藩主に藩学の設立を請い、開設が叶った。

重襲は古宇田三八資益の二男で、天保七年(一八三六)四月に角家の養子となった。学館設立の立役者である古宇田三八は重襲の実父か実祖父である。こうした縁故も塾長に任命されたことと関連があるかもしれないが、学問の重要性をよく理解した家で生まれ育ったことに起因しているだろう。また、塾長を務められるだけの教養を身に着けていたはずである。藩政を記録した「記註撮要」の嘉永元年(一八四〇)十一月二十四日の条には、「角三郎兵衛・夏目雅太郎去ル十五日之記在之候通、詰講被 仰付候二付、御礼願等可差出哉之旨伺在之……」とあるように、三郎兵衛重襲が藩主か大名家の誰かへの講義をする栄を賜ったことへの御礼について伺いをたてた様子が記されている。御前講義かそれに類することを任されていることから、重襲がひとかどの学者であったことがうかがえるのである。さらに、古宇田家は新当流剣術の師範方を務める家系でも

あり、文武両道を体現した人物であったと推察される。

学館も文武両道を目指して藩士の子弟はもちろん農民や町民にも入学を認めていた。その教授内容は、素読、漢学、習字、国学、洋学、医学（漢方・洋方）、算術、剣、槍、柔、馬術で、洋学や西洋医学の教授も取り入れるなど開明的な教育内容であるが、根本にはやはり朱子学が据えられている。しかしながら学館の学規では、古人の教えや個人の「深遠なる」卓見も認められており、朱子学一辺倒というわけではなかった様子がうかがえる。⁽¹⁾ 学館の方針と同じく、重襲自身も柔軟で開明的な思想の持ち主だったのではなからうか。

系図では天保十二年（一八四一）九月に目付を御役御免になったという記述を最後に、それ以降の進退については不明である。「記註撮要」には安政六年（一八五九）までの記録が残されており、安政四年（一八五七）九月二十五日、「船奉行席ヲ以御目付被 仰付候」とあることから、船奉行に加えて目付役に就いていたことがわかる。その後、翌年二月五日には宗旨奉行も兼席しているようであるが、御役御免の記録が抜けているだけかもしれない。というのも、目付役を御役御免になったという記録がないまま、安政六年（一八五九）八月十八日には、再び目付仮役に就任しているからである。同日、学館退切との記録もあるが、年末の十二月二十三日には目付・学館退切とも御役御免となっている。「学館退切」がどのような役職か定

かでないが、この頃まで継続して学館に関わりがあったことがうかがえる。残念ながらこれ以降の記録は見当たらず、半衛に家督を相続させた時期や、半衛がどのような役職に就いていたのかを知ることができなかった。

しかしながら、学問に通じた父のもと、半衛もまたその感化を受けて育っているはずである。重襲の御役御免後、学館業務に就いていた可能性もある。弘化元年（一八四四）二月二十三日に生まれた半衛は、重襲に関する最後の記録となる安政六年（一八五九）には満十五歳、明治維新を迎える明治元年（一八六八）には満二十四歳になっているため、記録の空白期間中に家督を相続し、藩政に参画しているもおおかしくない。空白期の資料が見つければ、半衛の人物像を知る手掛かりが得られそうである。資料の発掘や公開を含めた今後の研究の進展に期待したい。

四 宇野村での暮らし

半衛に代替わりした角一家は、藩の解体とともに「中津の邸宅を引払って山国川を南に一里半、宇野村という農村に」移り住んだ。廃藩置県が行われたのは明治四年（一八七二）のことであるから、その前後のことであろう。家禄奉還金の支給は明治三年から始まっているが、一般に奉還を申し出る者は少な

可能性が高い。

半衛の妻・エイの父は恩田金兵衛軌行、母は奥平直記正中の娘である。恩田家は長篠の戦い以前から奥平家に仕えた古参の家臣で、角家とは同じ伴番格の家柄である。春子の両親は、ともに伴番で格式高い家柄の出身である。『思ひ出』の中で春子が述懐しているように、家政の切り盛りにも不慣れだったであろう両親は、禄を失った後は新たに宇野村に居を構え帰農した。帰農したとはいえ、この頃も女中や下男の一人や二人はおいていたのかもしれない。人を雇って野山を開墾したり、養蚕や茶の製造などを行ったようであるが、どれもうまくいかなかった。春子は後年、娘に「実父のすることなすことすべて、人まねと手遅れ」「土族の商法」であつたと語っている⁽¹⁰⁾。同僚に勧められるままに鶏を大量に飼っては盗まれたり、野犬に襲われたりして失敗している。また、当時万年青（オモト）というユリ科の常緑多年草が流行し、一時は投機的な値段に跳ね上がったりもしていた。半衛も勧められて作つたがすでに流行は過ぎ去り、これも失敗したようである。どの程度の規模で栽培していたのかわからないが、かなりの損失を出したのではなからうか。

春子は父親のこうした失敗を目の当たりにし、「何ごととも人のやらぬうちに先手、先手を打たねば負け、何ごととも頭を働かせて先見の明がなくばだめ⁽¹¹⁾」だと悟つたという。身近に見てき

た父の姿はある意味で反面教師となり、春子の理想の男性像が形成されていったと考えられる。

半衛の事業はなかなかうまくいかなかったようであるが、春子の後に男児も三人生まれ、家族仲良く暮らしていた。春子は弟三人と机を並べて論語の暗誦をしたり、弟を相手に勇ましく遊んだことを懐かしんでいる。半衛は生計を立てる一助として書道や論語を教えていたというので、その延長で春子も男児と一緒に手習いを受けていたと思われる。実際、春子直筆の書簡類は漢字も用いられており、一通りの教養を身に付けていたことがわかる。

江戸時代以来の伝統的な女子教育においては、上級士族の家庭であっても、女子に対する教育は仮名の読み書きに留まり、漢字の読み書きまで習得させることは少なかったということがある。姉弟とはいえ男女が机を並べて共に学ぶ姿は維新後に起こった時代の変化なのか、洋学も積極的に取り入れていた中津藩の特色なのか、それとも角家が特別であったのか、そのあたりは判断としない。各家庭の事情によって、女子教育に対する考えはまちまちであることは疑いない。

他藩の事例ではあるが、長岡藩筆頭家を努める稲垣茂光の六女・杉本鍼子の場合には、姉たちは全員一般的な女子教育を受けたにも拘わらず、鍼子は一人だけ漢籍等の教養を身につけるよう育てられた。というのも、出生時にへその緒が頸に巻き

ついた状態で生まれたらしく、当時のその地の言い伝えでは、仏様からのじきじきの御示しを受け、尼となるべき定めをもって生まれた子であると信じられていたからだという。そのため、父親の信頼する菩提寺の僧を学問の師匠として迎え、主に孔子の事蹟と漢籍に関する教養を身につけさせられた。

また、信州の上級士族の娘である鳩山春子の場合には、末子のためにかわいがられていたこともあり、母に願って漢学の先生の許へ通わせてもらうことができたということである。開明的な思想の持ち主や、男子の少ない家庭では女子にも漢学を身につけさせることがあったようである。

しかし、これらの事例は一般的ではなく、江戸時代には教育に限らず一般に男女の別ははっきりしており、良家の婦女ともなると外に出るのは「盆暮に実家への挨拶、親戚の吉凶、親の命日の墓参り、神社の参詣ぐらいのもので、ほかにはまず出」なかつたという。また、女の一人歩きははしたないこととされていた程で、必ず連れかお供が同行したということである。それは中津藩においても同様で、とりたてて女性の意思が尊重されるのか、自由度が高いということでもなかつたようである。

角家の場合は、維新後の時代の変化もあるだろうが、重襲以来の学問を尊ぶ姿勢と比較的開明的な思想とを受け継いだ家風が影響して、春子も家庭においては男子と同様に教育を受けたものと思われる。後に千九郎との婚姻を決する際にも、親族一

同が廣池家の家庭の複雑さを心配するなか、春子本人の意思が尊重されて縁談が成立している。時代が変わったとはいえ、角家はかなり進歩的な家庭だったように見受けられる。

五 おわりに

以上見てきたように、春子は奥平藩家臣で伴番格、角半右衛門家の十一代目の子孫である。母親の家系も同じ伴番格であり、明治維新後に生まれた春子も上級武士の娘らしく、一通りの礼式と手習いや料理、裁縫も身につけた。三人の弟たちとともに論語などの漢籍も教え込まれ、男子を尊ぶことは当然との教えを受けながらも、比較的平等に育てられたものと思われる。男の子の遊びであるたこ揚げも得意だったとみえて、子ども時代には戸外で快活に遊んだおてんば娘だったのではあるまいか。

親思いの春子も、父親が事業に連続して失敗するのを見て育ち、父のように人まねではだめだ、人に先んじる先見の明をもたなければならぬ、と心に思い定めて育ったことが、結婚相手を選ぶときや子育てをするときに大きく影響したと考えられる。また、後に夫や子どもの学問や教育に理解を示し、力を入れたのも、祖父の重襲以来の伝統だったのかもしれない。

春子には、慎ましやかに夫に付き従う古風な女性のイメージ

がついているが、実際は活発で非常に意志の強い女性であることがわかった。また、両親や親族らも個人の意思を尊重する柔軟な思考の持ち主で、それは春子にも受け継がれた資質といえる。千九郎のメモの中に「貧士族ノ女ト結婚、西洋風の家庭」⁽¹²⁾との文言があり、どういう意味か量りかねていたが、個人の意思を尊重し、自由な家風を評したものだと考えられる。

春子の出自はほぼ確定したといえるが、重襲と涉園が同一人物であるとの決定的な証拠はなく、可能性の高い推測と決定力の弱い事実との積み重ねで導き出した答えである。今後も新たな資料の発見に努め、確かなものにしていきたい。

また、ここで描いた春子像も、春子の一面であることには変わりなく、さらに新たな一面を見いだせるよう今後の研究に取り組みたい。

注

- (1) 半田隆夫校訂(一九八一―一九九八)『中津藩史料叢書 中津藩風土と歴史』第一―十八輯、中津市立小幡記念図書館
- (2) 「中津地図旧藩住所位置及中津藩沿革記事慶応明治之間」
- (3) 三木作次郎編(一九二七)『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧 天保義社及中津銀行の由来奥平家の系譜と藩士の現状』
- (4) 『中津歴史』一三四頁
- (5) 明治四年正月、官名国名を名前に用いることを禁じた布達が発布された。

一、右衛門、左衛門、大夫、兵衛、輔、亮、祐、助、介、丞、正、進、国名
右之文字は迄銘々通称に相用来り候処従天朝御達も有之候間向後被指止候事

右之趣可申伝旨大参事衆被相達候事

赤松文二郎(一九七四)「六二、改名之事」『扇城遺聞』、名著出版、二八九―二九〇頁

(6) 『武家の女性』山川菊栄、岩波文庫、一九八三、二二―二五頁、八六―八七頁

(7) 進修学館の規則を左に全文掲載する。旧字および旧仮名づかいは常用漢字等に筆者が改めた。

(一) 経義朱註を宗とし兼て古註を用うべし、異説を以て紛乱すべからず、但深遠なる自得卓見の所見之有候は此限にあらざ

(二) 詩李朴を宗とし、文韓柳を宗とし、学力次第古に復すべし

(三) 慎て公法を相守るべし、御政事館中に於て評判非議致すべからず、但館中の清議道理事務に相叶い御取用之有候は評判と別段の事

(四) 治理は資治通鑑、通鑑綱目、大学衍義補、文献通考、杜氏通典等の書に据えて之を構すべし、時務連達致様修学可致也

(五) 古人礼楽を以て人材を成し、今日は読書の外別に道具之無候間、誠意持敬の工夫欠可不、俗学の徒、修身の要を知らず、読書多しと雖心術俗人と異なる之無は誠に名教の罪人なり

(六) 士の志す所は忠孝道義なり、文芸は皆忠孝道義の為に致候事にて、初より一致之無万殊一貫の分是也

(七) 洒掃應對は勿論、観覧遊息の時とても、志懈らざれば皆修学の事にあらざりという事なし、故に曰く、学者は志を先にすと

(八) 今の弓馬は古の射御、今の諸式法は古の小儀、今の詩は古の雅頌、今の唐楽は古楽の遺声、其意を取り其流に泥まざれば、皆修身の具となすべき也

(九) 最禁すべきは鄙熟頑固の俗習、軽薄浮華の流風、誇大侮陵の慢気也

(十) 義気名節古人を希うべし、東漢趙宋其人尤多し、時々其事蹟を講述し其風に興るべき也

(十一) 切磨感観は遊学生の第一得意に候事也、相任し相勵し善責不能教之類館中の急務欠、謙讓抑損有若無実若虚の高風を慕うべきもの也

(十二) 遊戯宴安の事館中に於て之を禁ず、若、惰遊の士之有候はば師友より幾重にも之を勵ますべし、若、失席ある人は館籍を削るべし

(8) 明治新政府は、明治二年に版籍奉還を断行し、明治三年に農業、商業に転出するものに賜金制を設け、禄高五年分を一時に払い下げた。また、明治六年から七年にかけて、仰資奉還を許可し最高で六年分の録を現金および公債によって下付している。

(9) 廣池千九郎『中津歴史』二五二頁

(10) 廣池富、一九八六『父 廣池千九郎』広池学園出版部、三三四頁

(11) 同書、三三四頁

(12) 廣池千九郎記念館所蔵資料

(キーワード：廣池(角) 春子、奥平家家臣、角半右衛門、進修学館)